

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等（下表参照）のある者が、受験上及び修学上不利になることがないよう、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として出願期限までに本研究科入試担当にご連絡ください。希望する配慮により、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

※期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となります。事前準備の関係で、申請が遅くなるほど、実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、できるだけ早くご相談ください。

区分	対象となる者
視覚障害	1 点字による教育を受けている者 2 両目の矯正視力がおおむね 0.3 未満、もしくは視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 3 上記以外の視覚障害者
聴覚障害	1 両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 2 上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	1 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 2 両上肢の機能障害が著しい者 3 上記以外の肢体不自由者
病弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
発達障害	学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者
その他	上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

受験上の配慮の例：

- ・試験時間の延長
- ・別室の設定
- ・座席を前列に指定